

平成28年5月12日

各位

会 社 名 日本バルカー工業株式会社 代表者名 代表取締役社長 瀧澤 利一

(コード: 7995、 東証第一部)

問合せ先 Ι R 室 長 遠藤 浩志郎

(TEL.03-5434-7370)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議いたしました。また、同取締役会において、平成28年6月21日開催予定の第116回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成28年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

本定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の理由

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)を維持することを目的として、株式併合(5 株を 1 株に併合)を実施するものであります。

- (2) 併合の内容
 - ① 併合する株式の種類普通株式

② 併合の割合

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

Ī	株	式	併	合	前	0)	発	行	済	株	式	総	数	93, 443, 668 株
	今	口	の '	併合	こに	ょ	り	減	少 -	する	株	式	数	74, 754, 935 株
	株	式	併	合	後	\mathcal{O}	発	行	済	株	式	総	数	18, 688, 733 株

(注)今回の併合により減少する株式数および株式併合後の発行済株式総数は、株式併合前の発行済株 式総数および株式併合の割合に基づき算出した理論値であります。

④ 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	所有核	未式数		株主数 (割合)	所有株式数 (割合)		
総	総株			10,833名(100.0%)	93, 443, 668 株(100.0%)		
5	株	未	満	333名(3.1%)	429 株(0.0%)		
5	株	以	上	10,500名(96.9%)	93, 443, 239 株(100. 0%)		

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、 その処分代金を端数の生じた株主の皆さまに対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

効力発生日をもって、株式併合の割合と同じ割合(5分の1)で発行可能株式総数は減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数		
340, 000, 000 株	68, 000, 000 株		

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。

なお、本定款変更は、会社法第 182 条第 2 項および第 195 条第 1 項の定めに従い、株主総会の決議 を経ずに行われます。

(2) 定款変更の内容

当社の定款は、上記「2.株式併合」を内容とした株式併合に係る議案が本定時株主総会において

可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	定款変更(案)			
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)			
第6条 当会社の発行可能株式総数は、	第6条 当会社の発行可能株式総数は、			
<u>340,000,000</u> 株とする。	<u>68,000,000</u> 株とする。			
(単元株式数)	(単元株式数)			
第7条 当会社の単元株式数は、	第7条 当会社の単元株式数は、			
<u>1,000</u> 株とする。	<u>100</u> 株とする。			
(新設)	<u>附 則</u>			
	(定款一部変更の効力発生日)			
	第6条および第7条の変更は、平成28年10			
	月1日よりその効力を生じるものとし、本			
	<u>附則は効力発生日をもってこれを削除す</u>			
	<u>3.</u>			

4. 日程

①取締役会決議日 平成28年5月12日

②本定時株主総会開催日平成 28 年 6 月 21 日 (予定)③単元株式数の変更の効力発生日平成 28 年 10 月 1 日 (予定)④株式併合の効力発生日平成 28 年 10 月 1 日 (予定)⑤定款の一部変更の効力発生日平成 28 年 10 月 1 日 (予定)

(注)上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成28年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成28年9月28日となります。

以上

【ご参考】株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000 株から100 株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

A2. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今回当社では、5株を 1株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A3. 全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の 売買単位を100 株に統一することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、株式併合(5株を1株に併合)を実施いたします。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A4. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は株主さまがご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主さまがご所有の当社株式数は株式併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は株式併合前の5倍となるからです。

また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

Q5. 受け取る配当金額はどうなるのでしょうか。

A5. 株主さまが所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生日後に、 併合割合(5株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績 連動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主さまの受取配当金額に変動はありません。 ただし、株式併合により生じた端数株式(1株に満たない株式)につきましては、当該端数株式に係る 配当は生じません。

Q6. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A6. 株主さまの株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数および株式併合の変更の効力発生日前後で、株主さまのご所有株式数および 議決権数は次のとおりとなります。

	効力勢		効力発生後				
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式		
例①	1,572 株	1個	314 株	3 個	0.4株		
例②	1,000 株	1個	200 株	2個	なし		
例③	630 株	なし	126 株	1 個	なし		
例④	589 株	なし	117 株	1 個	0.8株		
例⑤	43 株	なし	8 株	なし	0.6株		
例⑥	1 株	なし	なし	なし	0.2株		

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合(上記の例①、④、⑤、⑥のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

また、効力発生前のご所有株式が5株未満の場合(上記の例⑥のような場合)は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。深くお詫び申しあげますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q7. 株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。

A7. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。 具体的なお手続きについては、株主さまがお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A8. 特に必要なお手続きはございません。

※【お問合せ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 平日9時から17時(土日・祝祭日を除く)